

# 専修学校専門課程質保証・向上補助金の概要

## ■趣旨

大阪府内に所在する私立専修学校専門課程において、企業又は業界団体などとの産学連携（※1）の強化、教員資質の向上の推進により教育内容を充実し、専門課程の質保証・向上を図るため、一定条件を満たす専門課程の設置者に対し、予算の定めるところにより、補助事業に直接要する経費の一部を補助する。

（※1）設置者が企業又は業界団体など（以下「企業等」という。）と密接かつ組織的な連携体制を確保すること。

## ■申請者及び補助事業の要件

申請者	<p>大阪府内に所在する私立専修学校専門課程設置者のうち、補助事業を実施する者</p> <p>！「職業実践専門課程（※2）」の認定を受けていることが要件（※3）</p> <p>（※2）専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年8月30日文科科学省告示第133号）に基づき、一定の要件を満たす学科を文部科学大臣が認定したもの。</p> <p>（※3）申請年度に職業実践専門課程を推薦する学科を含む。</p>
補助事業	<p>○産学連携による演習・実習等</p> <p>例：服飾系専門学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アパレルメーカーと連携し、生徒が企業からファッションビジネス理論やアパレル流通論を学んだり、実際の店舗で販売演習することで接客スキルや店舗運営などファッション業界のノウハウを習得する。</li> </ul> <p>○教員研修</p> <p>例：医療系専門学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門学校の教員が業界団体、製薬会社や医療機器メーカー等による研修や医療現場での研修を受講し、医療技術、新薬や医療機器の仕様・取扱など常に最新の知識・技術を習得し、授業で生徒へ還元する。</li> </ul>

## ■補助対象経費及び補助金の額

- \* 補助対象経費⇒補助対象経費は、設置者が実施する産学連携による演習・実習等または教員研修に直接要する経費
- \* 補助金の額は、補助対象経費の1/2（千円未満切捨）以内
- \* 補助限度額は、1校当たり150万円

## ■平成30年度予算

- H30当初予算措置額 ⇒ 69,503千円
- 想定学校数 ⇒ 45校

## ■平成30年度交付スケジュール（予定）

	年 月	内 容
平成30年度	平成30年5月～	事業計画相談（随時実施） ※「実施する事業が補助金の対象になるか」など 補助金交付申請事前相談 ※主に事業内訳書の作成など
	平成31年1月～2月	補助金交付申請
	平成31年2月～3月	補助金交付決定
平成31年度	平成31年4月	実績報告書提出
	平成31年5月	補助金支払（精算払い）

## 大阪府私立専修学校専門課程質保証・向上補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 府は、大阪府内に所在する私立専修学校の専門課程（以下「専門課程」という。）において、企業又は業界団体など（以下「企業等」という。）との産学連携の強化、教員資質の向上の推進により教育内容を充実し、専門課程の質保証・向上を図るため、予算の定めるところにより、専門課程を設置する設置者（以下「設置者」という。）に対し、大阪府私立専修学校専門課程質保証・向上補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは、「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 産学連携

設置者が企業等と密接かつ組織的な連携体制を確保することをいう。

#### (2) 教員研修

企業等と連携して、教員に対し必要な知識、技術、技能の向上及び指導力の習得・向上を目的として組織的に行う研修をいう。

#### (3) 職業実践専門課程

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年8月30日文科部科学省告示第133号）に基づき、一定の要件を満たす学科を文科部科学大臣が認定したものをいう。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、設置者が実施する次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に直接要する経費とする。ただし、職業実践専門課程の認定を受けた学科に限る。

#### (1) 産学連携による演習・実習等

#### (2) 教員研修

### (補助金の額)

第4条 教育長は、予算の範囲内において補助金を交付する。補助金の額は、補助対象経費の2分の1（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内とする。ただし、1校あたり150万円を上限とする。

### (補助金の交付の申請)

第5条 設置者は、規則第4条第1項の申請にあたっては、補助金の交付を受けようとする年度に次に掲げる書類を教育長が指定する日までに、教育長に提出しなければならない。

#### (1) 補助金交付申請書（様式第1号）

#### (2) 内訳書（様式第1号の2）

#### (3) 要件確認申立書（様式第2号）

- (4) 暴力団等審査情報（様式第2号の2）
- (5) その他教育長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第6条 教育長は、前条の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付決定を行い、補助金の交付を受けようとする設置者に対し通知する。

（補助金の交付の条件）

第7条 教育長が、規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助金の交付を受けた設置者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関するすべての関係書類とともに補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から10年間保存すること。
- (2) 補助事業者は、補助事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従うこと。

（事業内容の変更等）

第8条 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をしようとする補助事業者は、規則第6条第1項第1号及び第2号の規定により、補助金変更交付申請書（様式第3号）を教育長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する経費及び内容に関係のない細部変更である場合は除く。

2 補助事業を中止又は廃止しようとする補助事業者は、規則第6条第1項第3号の規定により、あらかじめ補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を教育長に提出し、承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 教育長は、前条第2項の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく教育長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

2 教育長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による報告にあたっては、次に掲げる書類を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に教育長に提出しなければならない。また、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、教育長の承認を受けなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第5号）
- (2) 実績報告内訳書（様式第5号の2）
- (3) その他教育長が必要と認める書類

(額の確定等)

第11条 教育長は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

2 前項において確定をしようとする補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年8月23日から施行し、平成29年度の事業から適用する。